

第 14 期環境保健調査研究新規課題の公募概要

1. 目的

環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、環境省所管の独立行政法人であり、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、大気汚染による健康被害の予防に関する事業として、ぜん息等の発症予防や健康回復に関する各種事業を行っている。

今般、公害健康被害予防事業の一環として、地方公共団体が実施する地域住民を対象とするぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（ソフト 3 事業）の効果的な実施及び患者の日常生活の管理・指導等の充実・強化を図ることを目的とした調査研究課題の公募を行う。

2. 公募課題

<分野 1> 小児・成人ぜん息に関する調査研究	
研究課題名	概 要
① 高齢ぜん息患者の状況に応じた自己管理手法	高齢者ぜん息の問題点（フレイル、認知機能低下）を踏まえ、患者の状況に応じた薬物療法における自己管理手法又は吸入手技を検討する。
② 重症ぜん息患者の増悪予防策	ぜん息の増悪や呼吸機能低下に寄与する予測因子と生物学的製剤の使用による効果との関連を、表現型別に長期的な検討を行う。
<分野 2> COPD に関する調査研究	
研究課題名	概 要
① COPD 患者の自己管理と重症化予防	COPD 患者の自己管理と重症化予防のため、自己管理に有用なツールと重症化を予防するためのプログラム等の開発・運用を行い、検討（検証）を行う。
② COPD 患者の ICT を活用した在宅の呼吸リハビリテーションの効果検証	呼吸筋ストレッチ体操を主軸とした呼吸リハビリテーションについて、ICT を活用した在宅管理の方法を検討し、その効果検証を行う。
<分野 3> 気管支ぜん息等の動向等に関する調査研究	
研究課題名	概 要
① 生物学的製剤を使用した患者の長期経過等に関する調査研究	生物学的製剤の使用による呼吸機能の改善、気道リモデリング進展予防などを解析し、より効果的な寛解導入について検討を行う。また、効果が得られた場合の、中止基準及び中止時期の検討を行う。
② 指定地域を対象とした気管支ぜん息等の予後と併	指定地域*とそれ以外の地域におけるぜん息の併存症について、患者数の実態把握及びぜん息治療と併存症にお

存症（鼻炎・肥満等のぜん息増悪の危険因子）に関する調査研究	ける治療の相互関係（効果や副作用など）を解明するための解析手法を検討する。その成果として、公害健康被害予防事業の計画、充実・強化の検討に資する知見が集積されるものであることとし、ぜん息については、過去の調査と比較し、傾向を分析する。
-------------------------------	--

※指定地域：公害健康被害補償法の旧第一種指定地域に当たる千葉市、東京 19 区、横浜市、川崎市、富士市、名古屋市、東海市、四日市市、大阪市、豊中市、吹田市、守口市、東大阪市、八尾市、堺市、神戸市、尼崎市、倉敷市、岡山市、北九州市、大牟田市（詳細は、<https://www.erca.go.jp/fukakin/seido/gaiyo.html> を参照）のこと。
 なお、調査対象は、上記の中から複数選択し、必ず大都市を含めること。

調査研究期間、予算規模及び採択課題予定数は以下のとおりとする。

- 研究期間：3 年を原則とするが、分野 1 ②及び分野 3 ①の課題については、3 年又は 5 年とする。5 年の場合には、研究期間の途中で中間ヒアリングの実施があり得る。
また、全課題について、評価の結果等により単年度となる場合がある。
- 予算規模：300～600 万円程度／年・課題
- 採択課題予定数：6 課題程度

3. 応募資格

本公募に応募できる者の資格は別添 1 「公害健康被害予防事業に係る調査研究の委託業務に関する取扱要領（以下「取扱要領」という。）」第 3 条のとおりとする。ただし、次の者を除く。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- ② 独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）第 5 条の規定に該当する者

【参考】独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則（抄）

（一般競争等に参加させないことができる者）

第 5 条 機構は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、資格停止期間を定めて一般競争等に参加させないことができる。ただし、次の各号の二以上に該当すると認められるとき、又は、極めて悪質な事由若しくは極めて重大な結果を生じさせたときは、一般競争等に参加させない期間を延長することができるものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- （1）契約の履行に当たり故意又は過失（瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。）によって工事、製造若しくは調査を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為その他信義則に反した行為をした者

- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 落札したにもかかわらず正当な理由がなく、契約を締結しなかった又は契約を締結したが、正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後、資格停止期間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当職は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争等に参加させないことができる。
- 3 第1項の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

4. 対象経費

委託費の範囲は、研究の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費とする。計上可能な費目は、以下のとおりとし、日本国通貨にて計上するものとする。

(1) 直接経費

① 諸謝金

研究を遂行するために、専門知識の提供、情報収集等で協力を得た場合など、特定の用務に対する謝礼金

② 旅費

委員会等の出席、研究に必要な各種調査を行うための旅費

③ 業務費

ア. 備品費

対象となる備品は研究に必要不可欠な研究機器等と判断できる物品に限り、研究者が通常使用する一般的什器は含まない。なお、本委託費により取得した備品等については、業務完了後、機構が返還させる必要があるものを指定し、これを返還するものとする。

イ. 消耗品費

物品の性質上、使用するに従い消費され、その性質が長期使用に適しないものに限る。

ウ. 印刷製本費

研究業務の遂行上必要な資料を作成するために使用した印刷代、コピー代等

エ. 通信運搬費

郵便料、切手、はがき、運送代等

オ. 借料及び損料

機械器具の借料及び損料、会場借料等

カ. 会議費

委員会等の茶菓子弁当代、その他賄い等の食料の代価。必要最小限にとどめるものとする。

キ. 賃金

集計・転記・資料整理作業員等の日々雇用する単純労務に服する者に対する賃

金

ク．雑役務費

機械器具等の修繕費、各種保守料、プログラム作成料、フィルム現像料、送金（振込）手数料、収入印紙代、掲載料（投稿料）、翻訳・通訳料等

ケ．その他

ア～ク以外に、調査研究の実施に必要な経費

④ 外注費（再委託費）

調査研究に直接必要なデータの分析、試験、解析、検査、コンテンツ制作等の業務請負、アンケート、調査等の業務請負（業者請負）等にかかる経費

なお、直接経費の算出に当たって機構の単価表が必要な場合には、予防事業部事業課公募担当まで問い合わせること。

また、旅費を計上する場合、調査研究申請書には、次の例により記入すること。

（例）研究発表会出席旅費

鹿児島～東京（2泊3日）（環境保全大学 准教授 予防 太郎）

1人×1回×@120,760円＝120,760円

（@＝宿泊料13,100円×2＋日当1,300円×2＋航空運賃43,890円×2
＋バス賃1,250円×2＋鉄道運賃840円×2）

（2）間接経費

間接経費は、委託費を効果的・効率的に活用できるよう、直接経費による委託研究の実施に伴い、委託費の管理及び経理の委任を受ける受託者において必要となる管理等に係る経費を、直接経費に上乗せして措置するもので、直接経費の10%を限度に計上することができる。

（3）共同実施費

共同実施費とは、研究代表者の所属する研究機関（受託者）から、研究を分担して行う研究者の所属する研究機関（共同実施者）に、当該研究の一部を委託する経費をいう。

共同実施費として計上できる経費の区分は4.（1）～（2）に準じる。（この場合、受託者及び共同実施者間において「共同実施契約書」の締結が必要となる。）

5. 調査研究の実施に当たっての留意事項

（1）所属機関の長の承認

研究代表者は、当該調査研究に応募することについて所属機関の長の承認を得ること。委託契約締結時に調査研究の実施に係る承諾書を提出するものとする。

（2）研究課題の評価の実施

採択された調査研究課題については、外部の有識者により構成される環境保健調査研究評価委員会（以下「評価委員会」という。）による年度評価及び事後評価（調査

研究の最終年度に年度評価の代わりに実施）を実施する。研究期間が5年の課題については、中間ヒアリングの実施があり得る。なお、評価の客観性及び透明性の確保のために、調査研究の実施に当たり、第三者からなる検討会等を設ける場合は、検討委員等に評価委員会の委員を含めないこととする。

(3) 研究成果の取扱い

研究者は、毎年度の調査研究終了時に委託調査研究成果報告書を5部作成し、機構に提出すること。また、機構主催の調査研究成果発表会にて、研究成果を発表するものとする。

機構は、研究成果をホームページで公表するとともに、ぜん息患者等の日常生活の管理や指導等に直接役立つ情報については、リーフレットなど分かりやすい資料を作成するなど広く情報提供を行う。

(4) 事務委任

委託費の管理及び経理の透明化並びに適正化を図るとともに、研究代表者の研究費の管理及び経理事務に係る負担の軽減を図る観点から、委託費の管理及び経理事務は、研究代表者の所属機関の長に必ず委任すること。

(5) 同一の公募分野に対して複数の課題を採択する場合における委託契約の締結

同一の公募分野に対して複数の課題を採択する場合、委託契約の締結に当たり、調査研究事業の円滑な実施に支障がなく委託契約に係る事務手続きの効率化を図る観点から、研究代表者及び事務委任を受ける所属機関と機構が協議し、合意した場合には、複数の採択課題を統合して委託契約を締結するものとする。

(6) 研究計画策定及び実施に当たっての研究倫理

研究計画の策定及び実施に当たっては、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針等、研究倫理に関する指針や規程を遵守すること。また、当該調査研究を実施するに当たっての倫理面への配慮（研究対象者に対する人権擁護上の配慮、不利益・危険性の排除や説明と同意（インフォームド・コンセント）への対応等）について、調査研究申請書（様式第1-1号及び第1-2号）の「11. 医学的調査研究の実施に当たっての倫理面の配慮」に記載すること。

記載内容に違反して研究を実施した場合は、委託契約を解除し、返還等を求めることがあるほか、一定期間当該研究者に対して調査研究の委託契約を行わないことがある。

(7) 委託費の不正使用及び不正受給

委託費の不正使用または不正受給を行った場合、これらに関与した研究者等に対し、別添2「独立行政法人環境再生保全機構大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究における委託費の不正使用及び不正受給に係る委託費の執行停止、応募資格の制限及び委託費の返還等に関する達」による措置を適用する。

(8) 個人情報の保護

調査研究の実施に当たっては、受託者が、当該調査研究で取り扱う個人情報の保護のための適切な安全管理措置を講じること。

(9) 著作権等

本調査研究で作成したシステム及びマニュアル等の著作権等の無体財産権は機構に帰属し、予防事業における他の用途において、無償で使えるように措置すること。

(10) 契約情報の公表

① 落札及び随意契約の公表

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を当機構のホームページにおいて公表する。

② 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応募又は契約の締結を行うこと。（案件への応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。）

ア. 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- 1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- 2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外
イ. 公表する情報

上述に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- 1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- 2) 当機構との間の取引高
- 3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- 4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

ウ. 機構に提出する情報

1) 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

エ. 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則72日以内（4月に締結した契約については原則93日以内）

③ 「資格停止措置等」の公表

契約事務取扱細則第5条により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者名等を機構ホームページにより公表する。

6. 審査方法

審査は非公開で、以下の手順で行う。

(1) 資格・要件審査

応募内容について、調査研究課題の要件等について機構が事前審査を行う。その際、公募する研究分野に該当しない場合、別添1取扱要領に規定される応募資格を満たしていない場合など、明らかに要件を満たしていないものは、以降の審査を行わないものとする。

(2) 書面審査（事前評価）

資格・要件審査を通過した応募課題について、以下の観点から評価委員会による書面審査を行う。

- ① 環境保健対策の推進への貢献度
- ② 研究成果目標の明確性、的確性
- ③ 研究計画の適正さ
- ④ 研究内容の独自性
- ⑤ 社会・経済に対する貢献度
- ⑥ 総合評価

なお、課題別の応募が多数の場合は、必要に応じてオンラインにてヒアリングを令和5年12月上旬（12月4日の週を予定）に実施する。申請者は事前に予定を確保しておくこと。

(3) 採択課題の決定

新規課題の採択は、書面審査結果等を踏まえ、別添3「第14期環境保健調査研究公募課題の採択方針」に従って機構が決定する。なお、採択に当たって、研究体制、研究計画等に条件が付与される場合がある。

(4) 審査結果の通知

調査研究課題の申請者に対して、令和6年2月中旬頃に審査結果を通知する。

7. 調査研究申請書の提出方法

(1) 提出物

作成した調査研究申請書（様式第1-1号及び第1-2号）をPDF等に変換せずに電子メールにて提出すること。提出翌日までに機構から受領した旨の返信が届かない場合は下記提出先のメールアドレスまたは「＜本件担当＞」欄の電話番号まで問い合わせること。

(2) 受付期間

令和5年10月10日（火）～令和5年11月13日（月）午後5時

受付期間を過ぎて機構が受信した調査研究申請書のうち、遅延が機構の事情に起因しないものについては、応募を受け付けません。

(3) 提出先

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部事業課 公募担当

E-mail : h-koubo@erca.go.jp

電子メールの件名記入例：調査研究申請書の提出（環境保健分野）

(4) その他

① 提出する電子ファイルは、Microsoft Word（Windows OS対応、拡張子 doc 又は docx）で作成すること。フォントは、一般的なものを使用すること。

Apple Computer 社製パソコン及びOS（以下、Mac）で応募書類を作成した場合、文字化け等で文書が読み取れない場合があるので、応募書類はWindowsOSで作成すること。Macで作成したもので、機構の受信環境で文字化けを起こした場合、不受理とし機構では責任を持たないものとする。

② 提出する電子ファイルは、1つのファイルとすること。応募書類を複数のファイルに分割して提出した場合、その後の扱い（様式の一部欠損等）に関し、機構は責任を持たないものとする。

③ 提出する電子ファイルは、自動解凍ファイル等の圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をすること。

④ 電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないこと。このようなファイルが提出された場合、機構は速やかに破棄・削除するものとする。

⑤ 調査研究申請書は日本語で作成すること。

8. 問い合わせ方法

公募全般に関する問い合わせは、電子メールにて行うこと。

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部事業課 調査研究公募担当

E-mail : h-koubo@erca.go.jp

電子メールの件名記入例：公募問い合わせ（環境保健分野）

（参考）添付資料

- ① 公害健康被害予防事業に係る調査研究申請書（３年用）（様式第１－１号）
- ② 公害健康被害予防事業に係る調査研究申請書（５年用）（様式第１－２号）
- ③ 公害健康被害予防事業に係る調査研究の委託業務に関する取扱要領（別添１）
- ④ 独立行政法人環境再生保全機構大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究における委託費の不正使用及び不正受給に係る委託費の執行停止、応募資格の制限及び委託費の返還等に関する達（別添２）
- ⑤ 第14期環境保健調査研究公募課題の採択方針（別添３）

以上

< 本件担当 >

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー 8F

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部事業課 担当：上村、佐々木、小澤

E-mail : h-koubo@erca.go.jp

TEL : 044-520-9570

FAX : 044-520-2134